

財政局契約課が契約する業務委託における最低制限価格の設定について

川崎市財政局管財部契約課

財政局契約課が契約する業務委託におきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、入札の執行に当たり、平成16年9月1日から、次のとおり最低制限価格を設定することといたしましたのでお知らせします。

1 設定する業務委託案件

財政局契約課が契約する測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建物清掃等及び屋外清掃の業務委託に係る入札案件

2 最低制限価格の設定

川崎市契約規則第14条の2の規定に基づき、予定価格の3分の2を下らない範囲内で、業種ごとに設定

3 施行時期

平成16年9月1日以降の入札案件から施行